

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表について

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 18 年 11 月 1 日施行）により、住民基本台帳の写しを誰でも閲覧請求できる制度が廃止され、個人情報保護に留意し、公共的・広域的な目的でのみ閲覧できる制度に改正されました。

住民基本台帳法第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第 3 条に基づき、下記のとおり公表します。

記

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日まで）

◎住民基本台帳法第 11 条第 3 項関係（国又は地方公共団体の機関の請求によるもの）

	国又は地方公共団体の機関の名称	利用目的の概要	閲覧日	閲覧に係る住民の範囲
1	熊本県	人権に関する県民意識調査	令和 6 年 6 月 6 日	町内全域 27 名
2	熊本県	県民意識調査	令和 6 年 6 月 21 日	町内全域 11 名
3	熊本県	2024 県民アンケート調査	令和 6 年 6 月 26 日	町内全域 27 名
4	熊本県	男女共同参画に関する県民意識調査	令和 6 年 10 月 7 日	町内全域 18 名

◎住民基本台帳法第 11 条の 2 第 12 項関係（個人又は法人の申出によるもの）

	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧日	閲覧に係る住民の範囲
1	株式会社 建設環境研究所 九州支社支社長 豊國 法文	河川環境整備事業に関するアンケート調査 （委託者：国土交通省）	令和 6 年 7 月 25 日	町内全域 292 名
2	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山本恭久	消費者意識基本調査 （委託者：消費者庁）	令和 6 年 9 月 19 日	一武地区 25 名
3	株式会社 インテージ リサーチ 代表取締役社長 村上 清幸	令和 7 年度家庭部門の CO ₂ 排出実態統計調査 （委託者：環境省）	令和 6 年 10 月 30 日	西地区 60 名